

## 別紙3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）

### 第1 趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していない。このことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す気運が高まっている。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援することにより生産基盤を強化しつつ、調整保管機能を有するストックセンターや国産麦・大豆の利用拡大に向けた処理加工施設の整備を支援することで、安定供給体制の構築を目指すものとする。

### 第2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

- I 麦・大豆機械導入対策
- II 麦・大豆生産・加工施設整備対策
- III 麦・大豆ストックセンター整備対策

### 第3 対象となる作物

麦（小麦、大麦及びはだか麦に限り、種子用を含む。）及び大豆（種子用を含む。）とする。

### 第4 採択要件

本要綱別表1のIの3の（1）の採択要件欄のウ及びIIの3の（1）の採択要件欄のウの別記1別紙3に定める要件とは、本要綱第4の（1）のウの麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という）が策定されていることとする。

なお、国産化プランには、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

### 第5 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。また、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産

が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

## 第6 その他

### 1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

### 2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、事業実施主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、地方農政局長等に報告するものとする。

## I 麦・大豆機械導入対策

### 第1 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、次の者とし、以下に定める基準を満たすこととする。
  - (1) 農業者の組織する団体
  - (2) 地域農業再生協議会
  - (3) 都道府県
  - (4) 市町村
  - (5) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体
- 2 第1の1の(1)については、以下の①から③までに定める基準を満たすものをいう。
  - ① 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
  - ② 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
  - ③ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- 3 第1の1の(2)については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。
- 4 第1の1の(5)の都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体は次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 地方公共団体が出資している農業研究機関
  - (2) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体
- 5 第1の1の事業実施主体のほか、事業実施主体の農業者の組織する団体又は地域農業再生協議会が策定する国産化プラン及び事業実施計画書（以下「事業計画」という。）に取組の中心的な農業者等（以下「事業実施者」という。）として位置付けられた農業者、農業者の組織する団体及び民間事業者は本事業に取り組むことができるものとする。

なお、民間事業者とは、農業支援サービス事業の展開を行う事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者とする。

### 第2 事業の内容等

- 1 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準

は適用しないものとする。

- (1) 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満であること。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は、機械ごとに50万円以上10,000万円未満とする。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円とする。
  - (2) 導入する機械等については、原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械等であって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
  - (3) 農業機械をけん引するため、当該機械とともに導入等を行う乗用トラクターについては、以下に掲げる要件を全て満たすもの。
    - ア 専ら、麦・大豆の生産に使用するものであること。
    - イ 導入等に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。
    - ウ 乗用トラクターの規格が、導入等を予定する機械に対して適切なものであること。
  - (4) トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（同時に導入する農業機械に設置するものを除く。）等、麦・大豆の生産以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- 2 補助率は、機械・施設の導入費用の1/2以内とする。リース導入等の場合は、物件相当額の1/2以内とする。

### 第3 成果目標等

#### 1 成果目標の基準

成果目標の基準は、別表に定めるとおりとする。

#### 2 目標年度

麦の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々々年度、大豆の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々年度とする。

### 第4 機械等の導入等に係る留意事項

#### 1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

- (1) 導入等する機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模について

は、事業実施に必要最小限なものであること。

- (2) 導入等する機械等は、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。
- (3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体又は事業実施者（以下「事業実施主体等」という。）において、AGMIRUの活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (4) 導入等する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (5) 事業実施主体等が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (6) スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施者（事業実施者以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸し付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- (7) 農業機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している又は整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。
- (8) 本事業により導入等した機械等には、本事業名等を表示するものとする。

## 2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

- (1) 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (2) 事業実施主体は、機械等の導入又は改良を行った場合は、本要綱別記様式第10号に定める財産管理台帳の写しを都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (3) 事業実施主体等以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事が協議するものとし、当該事項を変更する場合であっても同様とする。

イ 事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

$$\text{事業実施主体等負担（事業費－補助金）} \div \text{当該機械等の耐用年数} \\ + \text{年間管理費}$$

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体等は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

### 3 機械等をリース導入する場合の留意事項

(1) 機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(2) リースによる導入に対する補助額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝

$$\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times \text{助成率（1} \div \text{2以内）}$$

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合）

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \\ \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \\ \times \text{助成率（1} \div \text{2以内）}$$

（リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合）

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \\ \times \text{助成率（1} \div \text{2以内）}$$

(3) 事業実施主体等は、事業計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(4) 事業実施主体等は、(3)の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(5) 事業実施主体等は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定するこ

とができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体等が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 第1の2の③の受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施後においても、成果目標の達成に向けて、麦・大豆の生産拡大に向けた取組を継続することとする。
- 5 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

## 第6 事業実施の手続

### 1 事業計画の作成

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第I-1号により、事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第I-2号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業計画を添付するものとする。

### 2 事業計画の審査基準等

- (1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
  - ア 事業実施主体が第1の基準を満たしていること。
  - イ 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。
  - ウ 第3の1の成果目標の基準を満たしていること。
  - エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
  - オ 第4に掲げる留意事項を全て満たしていること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業計画について、別表の成果目標の基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

### 3 予算額の配分及び事業計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、1の(2)の協議を受けた場合は、その内容を点検し、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。
  - (2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、別添の採択基準に基づき、配分対象となる事業計画及び都道府県ごとに配分する補助金の交付額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
  - (3) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、事業計画を承認するものとする。
- 4 事業計画について、成果目標の変更に係る手続は、1に準じて行うものとする。
- 5 事業の着手
- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体等が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
  - (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、本要綱別記様式第1号-3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
  - (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体等を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。
- 6 管理運用
- (1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
  - (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。

## 第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかに



なったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

## 第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を別紙様式第Ⅰ－4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は1により報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1により報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅰ－5号により地方農政局長等に報告するものとする。  
また、2の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

## 第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙様式第Ⅰ－6号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて点検を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成し、及び報告するよう指導・助言するものとする。
- 3 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の8月末日まで別紙様式第Ⅰ－7号により地方農政局長等へ報告するものとする。  
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 4 都道府県知事は、事業評価の結果について公表するものとする。
- 5 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートの内容を検討し、目標年度において成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行っ

てから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別紙様式第I-8号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。

7 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった場合には、検討会を開催する等により成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

8 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、7の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

第10 その他事業実施主体及び事業実施者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

別添

表・大豆機械導入対策の採択基準について

本事業の都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、事業計画の成果目標等に応じて配分対象となる事業計画を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 農産局長は、予算の範囲内で別表に掲げる成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- 2 1により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

(別表) 成果目標の基準

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等	
a	小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあつては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。 なお、種子について、小麦及び大麦・はだか麦と大豆の両方で取り組む場合は、それぞれで成果目標ポイントを算出した上で平均するものとする。
b	次の1又は2の区分Aから成果目標を1つ選択し、又は次の3から成果目標を1つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。なお、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知）別表1の1から3までに取り組むに当たり選択した成果目標は選択できないものとする。
c	区分Bに該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算するものとする。
d	現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。
e	水田と畑地の両方で対象作物が作付けされている場合は、作付割合の高い農地の成果目標を選択するものとする。
f	事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。 ・ 選択した成果目標のポイントが0ポイントの場合 ・ 成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント

	8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント

<p>⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
<p>⑧ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント</p> <p>② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>④ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2ポイント</p> <p>⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑥ 水稲裏作として小麦の作付面積を拡大する場合・・・2ポイント</p> <p>⑦ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2ポイント</p>	

(2) 大豆生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント

	選択可)	3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント
	⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑧ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B 加算	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント</p> <p>② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>		



④	3年以上の複数年契約の締結する場合	・・・2ポイント
⑤	実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合	・・・2ポイント
⑥	フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合	・・・2ポイント
⑦	事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）	・・・2ポイント

## 2 畑地

### (1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	② 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	③ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント

<p>④ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
<p>⑤ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>(ア) 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ) 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>③ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2ポイント</p> <p>④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑤ 小麦の生産に新規で取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑥ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2ポイント</p>	

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	<p>作付面積が現状より2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積が現状より3%以上増加。</p> <p>11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
	② 単収の増加	<p>地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p>
	③ 生産コストの削減	<p>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</p> <p>11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
	④ スマート農業技術の導入割合の増加	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</p> <p>55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント</p>

<p>⑤ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
<p>⑥ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>③ 3年以上の複数年契約の締結する場合・・・2ポイント</p> <p>④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑤ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2ポイント</p> <p>⑥ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2ポイント</p>	

3 小麦、大麦・はだか麦及び大豆の種子生産に係る成果目標

成果目標	成果目標の基準及びポイント
① 種子生産ほ場の集約化	集約面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント
② 種子の合格率の向上	種子の合格率を現状（直近5中3）の値と比べて2ポイント以上向上。 10ポイント以上又は合格率が100%・・・・・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント
③ 種子の生産面積の拡大	種子の生産面積が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント
④ 種子更新率の向上	種子の更新率を現状（直近5中3）の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は更新率が100%・・・・・・・・・・15ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント
⑤ 災害対策用種子の備蓄割合の増加	災害対策用種子の備蓄割合が現状（直近5中3）より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント

<p>⑥ 他の都道府県へ供給する種子の作付割合の増加</p>	<p>他の都道府県へ供給する種子の作付割合を現状（直近5中3）の値と比べて1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・15ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</p>
--------------------------------	---

## Ⅱ 麦・大豆生産・加工施設整備対策

### 第1 事業の内容等

#### 1 補助対象となる施設の範囲

本要綱別表1のⅡの3の(1)のアに掲げる施設とする。

#### 2 事業実施主体

(1) 本要綱別表1のⅡの3の(1)のアの事業実施主体は以下のとおりとする。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体

エ 食品製造事業者

ただし、麦・大豆製品の製造又は製造小売を行う事業者が製品加工に必要な農産物処理加工施設を整備する場合に限るものとする。

オ コンソーシアム

(2) (1)のウの農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合にあっては、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。

イ 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

(3) (1)のエの食品製造事業者が事業実施主体となる場合にあっては、事業開始前年と比較して、事業対象とする作物の国産の使用量が増加すること。

(4) (1)のオのコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ア 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

ウ 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

(ア) 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

(イ) 事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

### 3 対象地域

主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

### 4 補助率

補助率は、本要綱別表 1 のⅡの 3 の (1) の補助率欄に定めるとおりとする。

### 5 補助対象経費等

補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の 2 分の 1 以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知) 別記 1 の I の第 5 を準用するものとする。

### 6 上限事業費

施設別の上限事業費は、共通 1 のとおりとし、これを超えて助成することはできないものとする。

### 7 上限要望額

事業実施計画当たりの上限要望額は 15 億円とする。

ただし、食品製造事業者が農産物処理加工施設を整備する場合にあっては、事業実施計画当たりの上限要望額を 5 億円とする。

### 8 施設の補助対象基準

整備する施設については、別添 1 に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。

### 9 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

### 10 採択基準

(1) 農産局長は、予算の範囲内で別添 2 の配分基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。



(2) 予算配分に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、別添2により算出したポイントの合計が16ポイント以上の事業計画を採択するものとする。

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であつて、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、80%を下限とする範囲内で採択できるものとする。

(4) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。

(5) 採択となった事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

#### 11 整備事業の実施に係る留意点

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

(2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

(3) 事業実施主体は、事業の実施に当たり、共通7により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

ただし、食品製造事業者が整備する農産物処理加工施設については除く。

(4) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、産地全体の生産拡大又は国産麦・大豆の利用拡大に資するものとなるよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(5) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木

- 材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- (6) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。
- (7) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
- ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
  - イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
  - ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。
  - エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- (8) 次に掲げるものは、助成の対象外とする。
- ア 施設の附帯施設のみの整備
  - イ 施設用地の整地や改良などの整備
  - ウ 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
  - エ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
  - オ 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）
  - カ 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (9) 施設的能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (10) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
  - イ 必要に応じ、利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当

たつては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (11) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。
- (12) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
  - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
  - イ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
  - ウ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (13) 事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、国産水準GAPガイドラインの取組事項の内容を含むものとする。
- (14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設及び集出荷貯蔵施設並びに農産物処理加工施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (15) 本事業で整備する施設等は、原則、国産化プランの対象区域内で生産される原材料を使用し、かつ、本事業で整備する施設等が所在する都道府県内で生産される原材料を全部又は一部使用することとする。
- (16) 施設の利用料金については、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。
- (17) 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間におい

て加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第6に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写し（以下「共済制度等加入資料」という。）を都道府県知事に提出するものとする。

- (18) 事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

## 12 施設の管理運営

### (1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

### (2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、事業実施主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

### (3) 指導監督

都道府県知事は、事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者に対し、適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

### (4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名などを表示するものとする。

## 第2 成果目標

### 1 成果目標の基準

本要綱別表1のIIの3の(1)の採択要件欄のアの別記1別紙3に定める成果目標の基準は、別添2のとおりとする。

### 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合は事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

## 第3 面積要件

本要綱別表1のIIの3の(1)のアの事業における採択要件のうち面積要件は、共通3を準用するものとする。

## 第4 事業実施の手続

### 1 事業計画の作成及び協議

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第Ⅱ－1号により事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第Ⅱ－2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。
- (4) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、当該都道府県計画に含まれている事業計画を承認するものとする。

### 2 事業計画の審査基準

- (1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
  - ア 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。
  - イ 国産麦・大豆の生産拡大又は利用拡大に係る取組であること。
  - ウ 別添2の成果目標の基準を満たしていること。
  - エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業実施計画について、別添2の成果目標の基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

### 3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅱ－3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅱ－3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、本要綱別記様式第1号－3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、

事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

## 第5 助成金の返納

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

## 第6 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別紙様式第Ⅱ－4号により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合には、別紙様式第Ⅱ－5号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実施状況報告の内容を点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等は、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 第7 事業の評価

1 事業実施主体は、目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに別紙様式第Ⅱ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅱ－5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、成果目標の全部または一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第6の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅱ－6号に定める改善計画を報告させるとともに、第6の2と併せて8月末日までに

地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合又は処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第4の1に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合
  - (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 4 地方農政局長等は、2及び3により報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等を評価し、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、都道府県知事に対し指導を行うものとする。
- 5 地方農政局長等は、2及び3により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。
- また、4の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。
- 6 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 7 事業評価を行った都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が80%に満たなかった事業計画を有する事業実施主体を公表するものとする。
- 8 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

別添 1

表・大豆生産・加工施設整備対策の施設の基準

本要綱別表 1 の II の 3 の (1) のアの整備に係る補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
産地基幹施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。</li> <li>①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機</li> </ul>
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆は、この限りではない。</li> </ul>
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん施設	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製粉施設及びもみがら処理加工施設を含む。</li> </ul>
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国</li> </ul>



	産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・製粉施設及びもみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品製造事業者が整備する場合、麦は加工施設のみを対象とする。</li> <li>・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。</li> <li>・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。</li> <li>・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。</li> <li>・加工施設等を覆うために必要な建築物を整備する場合にあっては、事業実施後において、Codex-HACCP水準の衛生管理を完全履行していることを客観的</li> </ul>

	に証明するものとする。
加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。</li> <li>加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、燻蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいう。</li> </ul>
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>「貯蔵施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、麦は含まないものとする。</li> <li>大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆はこの限りではない。</li> <li>都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。</li> </ul>
集出荷施設	
貯蔵施設	
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象と</li> </ul>

	<p>しない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。</li> </ul>
残さ等処理施設	
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。</li> </ul>
種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設を整備することができるものとする。</li> </ul>
種子種苗処理調製施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子備蓄施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子生産高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
附帯施設	

別添2

表・大豆生産・加工施設整備対策の配分基準について

1 メニューごとの達成すべき成果目標基準、ポイント等は次のとおりとする。

なお、達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ選択するものとする。

また、複数のメニューに関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つのメニューの達成すべき成果目標を1つずつ選択し、メニューごとのポイントを平均してポイントを算出するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
麦	1	・事業実施地区における単収が事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・20ポイント 12%以上・・・・・・・・・・16ポイント 9%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・直近年の事業実施地区の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。 107.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 105.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 104.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 101.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	2	・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・20ポイント 20%以上・・・・・・・・・・16ポイント 15%以上・・・・・・・・・・12ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	3	・事業実施地区における10a又は60kg当たり物財費を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・20ポイント 6%以上・・・・・・・・・・16ポイント 5%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・直近年の10a又は60kg当たり物財費について都道府県平均値を15%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・10ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・8ポイント 都道府県平均値を5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・6ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている麦生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・6ポイント
	4	・事業実施地区における10a当たり労働時間を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・20ポイント 6%以上・・・・・・・・・・16ポイント 5%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・現状の10a当たり労働時間について都道府県平均値を30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・10ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・8ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・6ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている麦の労働時間削減に資する取組

			のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・6ポイント
大豆	5	・単収が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収（直近7中5）が当該都道府県の平均単収（直近7中5）と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 120.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 114.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 108.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	6	・作付面積が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の作付面積が事業開始前々年（直近7中5）と比較して1%以上。 45%以上・・・・・・・・・・10ポイント 35%以上・・・・・・・・・・8ポイント 25%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	7	・10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。 22%以上・・・・・・・・・・20ポイント 18%以上・・・・・・・・・・16ポイント 14%以上・・・・・・・・・・12ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている大豆生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・6ポイント
	8	・10a当たり労働時間を7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・20ポイント 13%以上・・・・・・・・・・16ポイント 11%以上・・・・・・・・・・12ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の10a当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント
麦及び大豆	9	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造事業者の場合に限る）の国産の契約栽培比率（数量割合）が事業開始前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 45%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント
	10	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造事業者の場合に限る）の国産の使用割合が事業開始年	・当該加工施設における国産の使用割合が事業開始年

	<p>合に限る。)の国産の使用割合(事業実施主体が取り扱う全量又は当該県産の使用量に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。</p> <p>30ポイント以上・・・20ポイント 28ポイント以上・・・16ポイント 26ポイント以上・・・12ポイント 24ポイント以上・・・8ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施主体(事業実施主体が食品製造事業者、かつ、現況の国産の使用比率が80%以上の場合に限る。)の国産の使用量が事業開始年前年と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・20ポイント 8%以上・・・16ポイント 6%以上・・・12ポイント 4%以上・・・8ポイント 2%以上・・・4ポイント</p>	<p>前年と比較して58%以上。</p> <p>70%以上・・・10ポイント 67%以上・・・8ポイント 64%以上・・・6ポイント 61%以上・・・4ポイント 58%以上・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産を使用している場合、国産の使用割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
11	<p>・生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)を2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・20ポイント 8%以上・・・16ポイント 6%以上・・・12ポイント 4%以上・・・8ポイント 2%以上・・・4ポイント</p> <p>(※1) 単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。 (※2) 共同利用施設の運営コストとする。</p>	<p>・生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)について、都道府県平均値より2%以上下回る場合。</p> <p>10%以上下回る・・・10ポイント 6%以上下回る・・・8ポイント 2%以上下回る・・・6ポイント</p>
12	<p>・販売額又は所得額(※)を2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・20ポイント 8%以上・・・16ポイント 6%以上・・・12ポイント 4%以上・・・8ポイント 2%以上・・・4ポイント</p> <p>(※) 原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。</p> <p>ただし、都道府県が地域としての高収益化(収益性の高い品目・品種(単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種)の面積拡大や、全国・地域段階で実需者(市場、食品事業者等)から求められている品目・品種及び用途(国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等)の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。</p>	<p>・販売額又は所得額(※)について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。</p> <p>10%以上上回る・・・10ポイント 6%以上上回る・・・8ポイント 2%以上上回る・・・6ポイント</p>
13	<p>・労働生産性を2%以上向上。</p> <p>10%以上・・・20ポイント 8%以上・・・16ポイント 6%以上・・・12ポイント 4%以上・・・8ポイント 2%以上・・・4ポイント</p>	<p>・労働生産性について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。</p> <p>10%以上上回る・・・10ポイント 6%以上上回る・・・8ポイント 2%以上上回る・・・6ポイント</p>
麦及び大豆の種子	<p>14</p> <p>・事業の対象となる種子の合格率が4ポイント以上向上。</p> <p>20ポイント以上・・・20ポイント 16ポイント以上・・・16ポイント 12ポイント以上・・・12ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が</p>	<p>・当該地区の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数</p> <p>5年・・・10ポイント 4年・・・8ポイント 3年・・・6ポイント 2年・・・4ポイント 1年・・・2ポイント</p>

	<p>90%以上の場合は、以下の成果目標とする。</p> <p>10ポイント又は合格率が100% ・20ポイント  8ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	
15	<p>・事業の対象となる種子の生産面積が3ha以上増加。</p> <p>15ha以上・・・・・・・・・・20ポイント  12ha以上・・・・・・・・・・16ポイント  9ha以上・・・・・・・・・・12ポイント  6ha以上・・・・・・・・・・8ポイント  3ha以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・事業の対象となる種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・20ポイント  12%以上・・・・・・・・・・16ポイント  9%以上・・・・・・・・・・12ポイント  6%以上・・・・・・・・・・8ポイント  3%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・当該地区の種子の生産面積について、過去5年間の増加が3ha以上。</p> <p>15ha以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ha以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ha以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ha以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ha以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・当該地区の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
16	<p>・事業の対象となる種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・20ポイント  25%以上・・・・・・・・・・16ポイント  20%以上・・・・・・・・・・12ポイント  15%以上・・・・・・・・・・8ポイント  10%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・当該地区の種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。</p> <p>&lt;麦&gt;</p> <p>6.0h未満・・・・・・・・・・10ポイント  6.5h未満・・・・・・・・・・8ポイント  7.0h未満・・・・・・・・・・6ポイント  7.5h未満・・・・・・・・・・4ポイント  8.0h未満・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>&lt;大豆&gt;</p> <p>12h未満・・・・・・・・・・10ポイント  13h未満・・・・・・・・・・8ポイント  14h未満・・・・・・・・・・6ポイント  15h未満・・・・・・・・・・4ポイント  16h未満・・・・・・・・・・2ポイント</p>
17	<p>・事業の対象となる種子の生産に要する10a当たりの物財費を10%以上削減。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・20ポイント  25%以上・・・・・・・・・・16ポイント  20%以上・・・・・・・・・・12ポイント  15%以上・・・・・・・・・・8ポイント  10%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・当該地区の種子の現状における10a当たりの物財費が以下の金額未満。</p> <p>&lt;麦&gt;</p> <p>45,000円未満・・・・・・・・・・10ポイント  48,000円未満・・・・・・・・・・8ポイント  50,000円未満・・・・・・・・・・6ポイント  53,000円未満・・・・・・・・・・4ポイント  55,000円未満・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>&lt;大豆&gt;</p> <p>35,000円未満・・・・・・・・・・10ポイント  38,000円未満・・・・・・・・・・8ポイント  40,000円未満・・・・・・・・・・6ポイント  43,000円未満・・・・・・・・・・4ポイント  45,000円未満・・・・・・・・・・2ポイント</p>
18	<p>・事業の対象となる種子の更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上又は種子更新率が100%  ・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・事業の対象となる種子の更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。</p> <p>5年・・・・・・・・・・10ポイント  4年・・・・・・・・・・8ポイント  3年・・・・・・・・・・6ポイント  2年・・・・・・・・・・4ポイント  1年・・・・・・・・・・2ポイント</p>

	<p>19</p> <p>・事業の対象となる種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・20ポイント  8%以上・・・・・・・・・・16ポイント  6%以上・・・・・・・・・・12ポイント  4%以上・・・・・・・・・・8ポイント  2%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・事業の対象となる種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合2%以上。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント  8%以上・・・・・・・・・・8ポイント  6%以上・・・・・・・・・・6ポイント  4%以上・・・・・・・・・・4ポイント  2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>
	<p>20</p> <p>・次の①から③までのうちいずれか1つの取組を選択する。</p> <p>①種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。</p> <p>10歳以上・・・・・・・・・・20ポイント  8歳以上・・・・・・・・・・16ポイント  6歳以上・・・・・・・・・・12ポイント  4歳以上・・・・・・・・・・8ポイント  2歳以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>②種子生産者を2名以上増加させる。</p> <p>10名以上・・・・・・・・・・20ポイント  8名以上・・・・・・・・・・16ポイント  6名以上・・・・・・・・・・12ポイント  4名以上・・・・・・・・・・8ポイント  2名以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>③種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する。</p> <p>15ha以上・・・・・・・・・・20ポイント  12ha以上・・・・・・・・・・16ポイント  9ha以上・・・・・・・・・・12ポイント  6ha以上・・・・・・・・・・8ポイント  3ha以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・次の①から④までのうちいずれか1つの取組を選択する。</p> <p>①種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。</p> <p>55歳未満・・・・・・・・・・10ポイント  60歳未満・・・・・・・・・・6ポイント  65歳未満・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>②種子更新率が現状において70%以上。</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・10ポイント  80%以上・・・・・・・・・・6ポイント  70%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。</p> <p>3県以上・・・・・・・・・・10ポイント  2県以上・・・・・・・・・・6ポイント  1県以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>④種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上。</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>
	<p>21</p> <p>・事業実施地区における多収品種（栽培試験の結果が事業実施地区の単年単収よりおおむね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における多収品種の作付面積の割合が3%以上</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>
	<p>22</p> <p>・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・10ポイント  4%以上・・・・・・・・・・8ポイント  3%以上・・・・・・・・・・6ポイント  2%以上・・・・・・・・・・4ポイント  1%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>
	<p>23</p> <p>・事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上増加又は増加した結果複数年契約を結んでいる割合が100%  ・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント  15ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・10ポイント  25%以上・・・・・・・・・・8ポイント  20%以上・・・・・・・・・・6ポイント  15%以上・・・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>

## 2 重点品目加算ポイント

食料安全保障の観点から国産シェアの拡大を推進する必要がある品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、1に定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

重点品目（小麦、大豆）	準重点品目（二条大麦、六条大麦、はだか麦）
-------------	-----------------------



10ポイント	5ポイント
--------	-------

注：複合品目にかかる取組の場合にあっては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

### Ⅲ 麦・大豆ストックセンター整備対策

#### 第1 事業実施主体

本要綱別表1のⅡの3の(1)のイの事業実施主体は、コンソーシアム又は農業者の組織する団体とし、次に定める基準を満たすこととする。

1 コンソーシアムが事業実施主体となる場合にあっては、以下の(1)から(6)までに定める基準を満たすこと。

- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等の複数の関係者により構成されているコンソーシアムであること。このうち、農業関係機関及び実需者の参加を必須とする。
- (2) ストックセンター及びその附帯設備並びにストックセンターの整備と一体的に整備される処理加工施設又は乾燥調製施設（以下「ストックセンター等」という。）の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。
- (3) ストックセンター等の利用料金を設定する場合は、原則として、ストックセンター等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。
- (4) 代表者の選定、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、(4)に掲げる各手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

2 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合にあっては、以下の(1)から(4)までに定める基準を満たすこと。

- (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
- (2) 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会以外の場合は、前年度に複数の実需者に国産麦又は大豆を販売していること。

#### 第2 事業対象

国産の麦及び大豆のストックセンター等とする。

#### 第3 事業実施計画の基準

別紙様式第Ⅲ－１号による事業実施計画には、事業の目的・効果、整備するストックセンターの収集範囲（地区）、整備内容、事業費、計画の配分基準等を記載し、不作等による国内供給量減少時に国産麦・大豆を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を添付することとする。

なお、安定供給計画の計画期間は、事業実施年度を含む５年間で設定する。

#### 第４ 事業の内容等

##### １ 成果目標

成果目標は、採択時において、別添１の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めたとおりとする。

##### ２ 採択基準

- (１) 農産局長は、予算の範囲内で別添１の配分基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- (２) 予算配分に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、別添１により算出したポイントの合計が１５ポイント以上の事業計画を採択するものとする。
- (３) (１)により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であつて、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、８０％を下限とする範囲内で採択できるものとする。

- (４) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。
- (５) 採択となった事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

##### ３ スtockセンター等の補助対象基準

- (１) 本対策で整備するストックセンター等については、別添２に定めるストックセンター等の補助対象基準を満たすものとする。
- (２) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- (３) 補助対象とする事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、補助事業の効率的な実施について及び過大

積算等の不当事態の防止についてによるものとする。

- (4) スtockセンター等の整備に当たっては、都道府県知事は、国産麦・大豆の安定供給に資するものとなるよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (5) 事業で整備するStockセンター等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存のStockセンター等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (6) Stockセンター等の整備に対する助成については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。
- (7) Stockセンター等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。
- (8) 都道府県は、事業実施主体がその整備するStockセンター等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (9) Stockセンター等の利用料金については、原則としてStockセンター等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。
- (10) 本対策によりStockセンター等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該Stockセンター等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第9の1の事業実施状況報告の提出にあわせて、共済制度等加入資料を都道府県知事に提出するものとする。

- (11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 本対策により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業

等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

(12) 本対策の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のIの第5を準用するものとする。

(13) スtockセンターの整備と一体的に行う処理加工施設の整備については、次のとおりとする。

ア 処理加工施設の規模及び能力の設定に当たっては、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

イ 処理加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾汁機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいう。

(14) スtockセンターの整備と一体的に行う乾燥調製施設の整備については、次のとおりとする。

ア 乾燥調製施設の規模及び能力の設定に当たっては、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

イ 既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。

#### 4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

#### 5 上限要望額

事業実施計画当たりの上限要望額は10億円とする。

ただし、Stockセンターの整備と一体的に行う処理加工施設又は乾燥調製施設の整備に係る上限要望額は1億円とする。

#### 6 補助率

補助率は、本要綱別表1のIIの3の(1)の補助率欄に定めるとおりとする。

#### 7 留意事項

##### (1) 周辺環境への配慮

Stockセンター等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

## (2) 周辺景観との調和

ストックセンター等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該ストックセンター等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

## (3) P F I法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の活用に努めるものとする。

## (4) 施設の管理運営

### ア 管理運営

事業実施主体は、本対策により整備したストックセンター等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

### イ 管理委託

ストックセンター等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体がストックセンター等の管理運営を直接行い難い場合には、事業実施主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

### ウ 指導監督

都道府県知事は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合はストックセンター等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、ストックセンター等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

### エ 事業名等の表示

本対策により整備したストックセンター等には、本対策名等を表示するものとする。

## (5) G A Pへの対応

本対策においてストックセンター等を整備し、G A P認証を取得する場合には、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

## 第5 目標年度

本対策の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

## 第6 実施基準

- 1 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合において、受益農業従事者が事

業開始後にやむを得ず5名に満たなくなつた場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。

- 2 事業実施主体は、本対策の実施後においても第4の1の成果目標の達成に向けた取組を継続することとする。
- 3 事業実施主体は、国が本対策により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

## 第7 事業実施の手続

### 1 事業計画の作成及び協議

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第Ⅲ－1号により事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第Ⅲ－2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。
- (4) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、当該都道府県計画に含まれている事業計画を承認するものとする。

### 2 事業計画の審査基準

- (1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
  - ア 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。
  - イ 国産麦・大豆の安定供給に係る取組であること。
  - ウ 別添1の配分基準の要件を満たしていること。
  - エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業実施計画について、別添1の配分基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

### 3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅲ－3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、本要綱別記様式第1号－3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書

番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

## 第8 助成金の返納

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

## 第9 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から成果目標（別添1の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めた目標）の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画（安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間の前年度までの間）の達成状況について、翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している麦又は大豆を放出した場合は、その判断理由、販売先、数量等を記載することとする。

- 2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合には、別紙様式第Ⅲ－5号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。
- 4 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況に係る、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 第10 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間経過後、翌年度の7月末日までに自ら評価を行い、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するも



のとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅲ－5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第9の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅲ－6号に定める改善計画を提出させるとともに、第9の2と併せて8月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入したストックセンター等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、第7の1に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

4 地方農政局長等は、2及び3により報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等を評価し、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、都道府県知事に対し指導を行うものとする。

5 地方農政局長等は、2及び3により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、4の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

6 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

7 事業評価を行った都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が80%に満たなかった事業計画を有する事業実施主体を公表するものとする。

8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

## 第11 その他

事業実施主体は、農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

別添1

ストックセンター整備対策の配分基準について

1 下表の区分①から⑤までの合計によりポイントを算出するものとする。

また、本対策の交付等要綱に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定を取り消されたことがある応募団体（共同機関を含む。）
- ・本事業により整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした目標年度の保管数量が事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合が2%に満たない場合

区 分	評価項目	配分基準	ポイント
①国産の麦・大豆の需要に応じた生産拡大	・本事業により整備するストックセンターに出荷する農業者の国産の麦・大豆の基準となる収穫量から目標年度の収穫量の増加割合	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	1
②安定供給体制の確立	・本事業により整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした目標年度の保管数量が事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	不採択
③保管効率	・本事業により整備するストックセンターの安定供給を目的とした目標年度の保管量当たりの事業費の額 (事業費(円)÷保管量(t))	(定温設備を導入しない場合)	
		10万円未満	5
		10万円以上15万円未満	4
		15万円以上20万円未満	3
		20万円以上25万円未満	2
		25万円以上	1
		(定温設備を導入する場合)	
		15万円未満	5
		15万円以上20万円未満	4
		20万円以上25万円未満	3
25万円以上30万円未満	2		
30万円以上	1		
④公益性	・安定供給計画第2に位置付けた実需者の数	30社以上	5
		20社以上	4

		10社以上	3
		5社以上	2
		5社未満	1
加算ポイント			
⑤以下のいずれかに該当する場合			3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</li> <li>イ 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</li> </ul> </li> <li>・事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和6年までに特定区域の設定が見込まれる場合。</li> <li>・本事業により整備するストックセンターにおいて、事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量の5%以上について2年以上の長期保管を行う場合。</li> </ul>			

(配分基準の算定に当たっての注意事項)

基準となる取扱数量又は収穫量は、原則、直近7年間のうち最大、最小値を除いた5年平均とする。

## 2 重点品目加算ポイント

食料安全保障の観点から国産シェアの拡大を推進する必要がある品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、1に定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

重点品目（小麦、大豆）	準重点品目（二条大麦、六条大麦、はだか麦）
10ポイント	5ポイント

注：複合品目にかかる取組の場合にあつては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

## 別添2 スtockセンター等の補助対象基準

### 補助対象基準

#### (ストックセンター等の整備)

- ・保管数量が事業実施主体の取扱数量に占める割合を規定していること。
- ・ストックセンター等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。
- ・改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量が増加すること。
- ・複数の実需者が受益者であること。

#### (ストックセンター等の運営)

- ・ストックセンター等への国産麦・大豆の受入の方針を定めていること。
- ・ストックセンター等に受け入れた国産麦・大豆の保管・販売・更新の方針を定めていること。
- ・不作等に備え必要な保管数量を定め、その数量を確保する方針を定めていること。
- ・不作等による国産供給量減少時における安定供給のための方針を定めていること。

#### (その他)

- ・国産麦・大豆の保管、処理加工及び乾燥調製に不要な施設等は補助対象外とする。

別紙様式第 I - 1 号 (第 6 の 1 関係)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の  
事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）  
を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12  
月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のIの第6の1に基づき、関係書類を添  
えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別紙様式第 I - 1 号別添の事業実施計画書を添付すること。  
（市町村が事業実施主体になる場合にあつては、別紙様式第 I - 2 号別添を  
準用すること。）

産地生産基盤パワーアップ事業  
(麦・大豆機械導入対策)  
事業実施計画書

事業実施年度：令和                      年度

---

事業実施主体名：

---

都道府県名・市町村名：

---

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補 助 率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
生産拡大に向けた機械・施設の導入等	0	0	0	0	1 / 2 以内	
合 計	0	0	0	0	-	

注1:「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

事業対象作物	
--------	--

注:本事業で取組を実施する全ての作物名を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日      令和      年      月      日



第2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	代表者名

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 受益地における作付面積、単収、団地化率、主な作付体系等

(作付面積、単収、団地化率等)

品目	現状 (○年度)							目標年度 (○年度)							備考
	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	
一般	小麦														
	大麦・はだか麦														
	大豆														
種子	小麦					/	/						/	/	
	大麦・はだか麦					/	/						/	/	
	大豆					/	/						/	/	

注：団地化の基準面積については、都道府県事業計画総括表第1に記載された面積とし、備考欄に記載するものとする。

(主な作付体系)

作付面積 (ha)	現状 (令和○年)	令和○年	令和○年	令和○年	令和○年
例) ○○ha	 5月 10月 11月 12月 水稲 小麦 大豆	 5月 10月 11月 12月 水稲 小麦 大豆	 5月 10月 11月 12月 水稲 小麦 大豆	 5月 10月 11月 12月 水稲 小麦 大豆	 5月 10月 11月 12月 水稲 小麦 大豆

4 受益農業従事者数

名

第3 事業の成果目標

(1-1) 小麦の成果目標

水田、畑地

※どちらか記入

成果目標 (品目: 小麦)											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状〇年度 (単位)		目標〇年度 (単位)		増減又は割合 (単位)		ポイント	事後評価の検証方法	備考
A		#N/A									
加算1		#N/A	/						#N/A	/	
加算2		#N/A							#N/A		
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt;※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>											
<p>&lt;加算ポイントの具体的内容等&gt;※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付 (主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など)</p>											

(1-2) 大麦・はだか麦の成果目標

水田、畑地

※どちらか記入

成果目標（品目：大麦・はだか麦）											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状○年度 (単位)		目標○年度 (単位)		増減又は割合 (単位)		ポイント	事後評価の検証方法	備考
A		#N/A									
加算1		#N/A	/						#N/A	/	
加算2		#N/A							#N/A		
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt;※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>											
<p>&lt;加算ポイントの具体的内容等&gt;※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付（主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など）</p>											

(1-3) 大豆の成果目標

水田、畑地

※どちらか記入

成果目標 (品目: 大豆)

区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状〇年度 (単位)	目標〇年度 (単位)	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備考
A	#N/A						
加算1	#N/A	/			#N/A	/	
加算2	#N/A				#N/A		

<現状値及び目標値の算出方法> ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。

<加算ポイントの具体的内容等> ※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付 (主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など)

(1-4) 種子の成果目標

成果目標 (品目: 種子)											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状〇年度		目標〇年度		増減又は割合		ポイント	事後評価の検証方法	備考
			(単位)		(単位)		(単位)				
		#N/A									
		#N/A									
		#N/A									
平均									#DIV/0!		
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt; ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>											

注1:「現状」の欄には、原則、事業の対象となる年度の前年度を記入すること。

注2:「増減又は割合」の欄には、設定した成果目標に基づく「現状」値と「目標」値から算定される具体的な増減又は割合の数値を記入すること。

注3:「ポイント」の欄には、増減又は割合に対応する各成果目標のポイントを記入すること。

注4:別表で定める加算ポイントのうち、1(1)及び(2)の加算ポイント③又は⑦、2(1)及び(2)の加算ポイント②、又は⑥を選択し、該当する計画(環境負荷低減事業活動実施計画、

特定地域等若くは低減事業活動実施計画、特定区域等認定(若くは特定計画又は地域計画)を策定済みの場合は、当該計画を添付すること。

(2) 事業計画のポイント

小麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	区分Aのポイント	0	+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> <tr><td>( 0 )( 0 )</td></tr> </table>	区分Bのポイント	#N/A	( 0 )( 0 )	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> </table>	ポイント合計	#N/A
区分Aのポイント												
0												
区分Bのポイント												
#N/A												
( 0 )( 0 )												
ポイント合計												
#N/A												
大麦・はだか麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	区分Aのポイント	0	+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> <tr><td>( 0 )( 0 )</td></tr> </table>	区分Bのポイント	#N/A	( 0 )( 0 )	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> </table>	ポイント合計	#N/A
区分Aのポイント												
0												
区分Bのポイント												
#N/A												
( 0 )( 0 )												
ポイント合計												
#N/A												
大豆	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	区分Aのポイント	0	+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> <tr><td>( 0 )( 0 )</td></tr> </table>	区分Bのポイント	#N/A	( 0 )( 0 )	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>#N/A</td></tr> </table>	ポイント合計	#N/A
区分Aのポイント												
0												
区分Bのポイント												
#N/A												
( 0 )( 0 )												
ポイント合計												
#N/A												
種子	<table border="1"> <tr><td>ポイント</td></tr> <tr><td>#DIV/0!</td></tr> </table>	ポイント	#DIV/0!	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>#DIV/0!</td></tr> </table>	ポイント合計	#DIV/0!					
ポイント												
#DIV/0!												
ポイント合計												
#DIV/0!												
					<table border="1"> <tr><td>本事業計画の ポイント</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	本事業計画の ポイント						
本事業計画の ポイント												

注1: 区分Bを選択した場合は、括弧内に選択した全ての項目を①～⑦(畑地における加算については①～⑥)の番号により記載し、ポイントの欄に合計値を記載すること。

注2: 複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出した「ポイント合計」を平均したポイントを「本事業計画のポイント」の欄に記入すること。

(3) 成果目標と取組内容の関係性

成果目標（小麦）

成果目標（大麦・はだか麦）

成果目標（大豆）

成果目標（種子）

注:それぞれの成果目標について、本事業の取組内容がそれぞれの成果目標の達成にどのように結び付くのか、具体的に記入すること。



#### 第4 事業内容

##### 生産拡大に向けた機械・施設の導入等

事業実施主体 (事業実施者)	対象機械等	種別	台数	機械等管理者	事業費 (円)	うち国庫補助金 (円)
計					0	0

注1:対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械等ごとに記入すること。

注2:「種別」の欄には、「導入」、「リース導入」又は「改良」のいずれかを記入すること。

注3:事業実施主体(事業実施者)ごとに、明細書を添付すること。

注4:事業実施者が機械等の導入等を行う場合は、事業実施者ごとに事業実施者明細を添付すること。

#### 第5 必要経費

##### 1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
生産拡大に向けた機械・施設の導入等	0	0			
合 計	0	0	0	0	

注1:「事業費」の欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記入すること。ただし、2の取組メニューにあつては国庫補助金の額を事業費とする。

注2:事業費=国庫補助金+自己負担+その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己負担		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計	0	—	—	—	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
生産拡大に向けた機械・施設の導入等		—	—	—	
合 計	0	—	—	—	

注1:「区分」の欄には実施する事業メニューのみを記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記入すること。）

- 1 麦・大豆国産化プラン
- 2 受益地の範囲がわかる地図
- 3 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約・規程及び収支予算（又は収支決算）、受益農業従事者の要件を確認できる資料（農業者の組織する団体に限る）
- 4 本事業で導入等を予定する機械等の見積書
- 5 成果目標で区分Bを選択した場合には、ポイント加算の根拠となる資料を添付すること。
- 6 その他都道府県知事が必要と認める資料

## 第7 オープンAPIへの対応

トラクター又はコンバインの導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を  
 整備している（又は整備する見込みである）       整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー

（令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、

CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、

Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

注：データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。

「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。

導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

事業実施主体(事業実施者)	
---------------	--

機械等の購入又は改良内容の詳細

機械番号(購入)	
機械名	
製造会社名、型式名	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・ 取得年月・台数など)	
機械等の選定理由 及び規模決定の根拠	
機械等の納入業者 の選定方式	
一般競争入札以外 の選定方式の場合、 その理由	
機械等管理者	
保管・設置場所	
購入価格又は改良に 要する費用(税抜)	(円)
購入価格又は改良に 要する費用(税込)	(円)
国庫補助金	(円)
備考	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格又は改良に要する費用(税抜、円)」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(消費税抜価格))を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格(税抜)×1/2以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること(計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5:機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号(購入)」欄に連番を付すこと。

事業実施主体(事業実施者)	
---------------	--

機械等のリース料等の詳細

機械番号(リース)	
機械名	
製造会社名、型式	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・ 取得年月・台数など)	
リース期間	
機械の選定理由及び 規模決定の根拠	
機械等納入業者又は リース事業者の選定方 式	
一般競争入札以外 の選定方式の場合、 その理由	
機械管理者	
保管・設置場所	
リース物件取得 予定価格(税抜) ①	(円)
リース期間終了後 の残存価格(税抜) ②	(円)
リース料助成申請 額 ③	(円)
リース諸費用(税 抜) ④	(円)
消費税 ⑤	(円)
事業実施主体負担 リース料(税込) ①-②-③+④+⑤	(円)
助成申請額の算出算式 (いずれか小さい額)	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注3:リース期間は、リース期間(年月)もしくは年数のどちらかを記入すること。

注4:リース助成申請額には、「リース物件価格×リース期間/耐用年数×1/2以内」と「(リース物件価格-残存価格)×1/2以内」のいずれか小さい額を記入すること。また、使用した算式を助成申請額の算出算式に記入すること。

注5:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注6:機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号(リース)」欄に連番を付すこと。

産地における取組の中心的な農業者等(事業実施者)の位置付け

ア 事業実施者の概要

事業実施者名	
(法人の場合は代表者名)	
住所	
農業従事者数	

イ 経営農地面積、作付状況【 年度】

区分	農地面積 (ha)	作付面積(ha)					
		うち水田	うち畑地	小麦	大麦・はだか麦	大豆	その他
計	0	0	0	0	0	0	0
内訳	自作地						
	借地						
作業受託							

ウ 産地において取組の中心的な農業者等といえる理由

注1:事業実施者が産地において中心的であり、本事業の対象とするにふさわしい理由について、具体的に記載すること。

注2:事業実施者が複数となる場合は、それぞれ事業実施者明細を作成すること。

別紙様式第 I - 2 号 (第 6 の 1 関係)

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては、北海道農政事務局長  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の  
都道府県事業計画総括表の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産  
第 3506 号）別記 1 別紙 3 の I の第 6 の 1 に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）関係書類として、以下の資料を送付すること。

- 〔 ・別紙様式第 I - 2 号別添（都道府県事業計画総括表）  
 ・事業実施計画書の写し及び当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表 〕

産地生産基盤パワーアップ事業  
(麦・大豆機械導入対策)  
都道府県事業計画総括表 (都道府県計画)

事業実施年度：令和                      年度

---

都道府県名：

---



第1 当該都道府県の本事業の実施方針及び麦・大豆の国産化に向けた取組方針

[実施方針]
[取組方針]

注2：団地化の基準となる面積を記載すること。

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
生産拡大に向けた機械・施設の導入等					1 / 2 以内	
合 計					—	

注1：「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2：事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 事業実施主体別事業概要等

整理番号	ポイント	事業実施主体	事業費	負担区分			備考
				国庫補助金	自己負担	その他	
合計							

注1：「整理番号」の欄には、事業実施計画のポイントの高い（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。  
 注2：「ポイント」の欄には、本要綱別紙3のIの別表に基づき算出したポイントを記入すること。  
 注3：事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。  
 注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。  
 また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入すること。

第3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
生産拡大に向けた機械・施設の導入等						
合 計						

第4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	（本年度精算額）	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	（本年度精算額）	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
生産拡大に向けた機械・施設の導入等		—	—	—	
合 計		—	—	—	

第6 添付資料

- 1 各事業実施主体の事業実施計画書の写し
- 2 各事業実施主体の麦・大豆国産化プランの写し
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

別紙様式第 I - 3 号 (第 6 の 5 関係)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）交付  
決定前着手届

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日 付 け 4 農 産 第 3506 号）別記 1 別紙 3 の I の第 6 の 5 の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、実施した事業に損失を生じた場合、あらゆる損失は、事業実施主体が負担することとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

注 1 事業実施主体が都道府県の場合は、宛名を農政局長等にし、差出人名を都道府県知事にすること。

注 2 事業実施者が届け出る場合は、事業実施主体を事業実施者にすること。

別紙様式第 I - 4 号 (第 8 の 1 関係)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の  
事業実施状況報告書（                      年度）

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）  
を実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月  
12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のIの第8の1に基づき、関係書類を添え  
て報告する。

（注）関係書類として、別紙様式第 I - 4 号別添の事業実施状況報告書を添付する。

# 産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆機械導入対策) 実施状況報告書

事業実施年度：令和 年度

事業実施状況報告年度：令和 年度

目標年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

第1 事業実績

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補 助 率	備 考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
生産拡大に向けた機械・施設の導入等					1/2以内	
合 計	0	0	0	0	—	

注1:「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額がが明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

事業対象作物	
--------	--

注:本事業で取組を実施した全ての作物名を記入すること。

事業完了年月日                      令和      年      月      日



第2 事業の実施状況

成果目標（品目：小麦）		水田	畑地	※いずれかに○			
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（％）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）			
A							
成果目標（品目：大麦・はだか麦）		水田	畑地	※いずれかに○			
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（％）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）			
A							
成果目標（品目：大豆）		水田	畑地	※いずれかに○			
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（％）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）			
A							
成果目標（品目：種子）							
品目	成果目標	現状	目標	実績	達成率（％）	実績値が目標に達していない場合はその理由	備考
		（令和○年度）	（令和○年度）	（令和○年度）			

注：成果目標で区分Bを選択した場合には、その概要及び結果を添付すること。

別紙様式第 I - 5 号 (第 8 の 3 関係)

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆機械導入対策) の  
事業実施状況報告書 ( 年度)

令和〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆機械導入対策) を実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱 (令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号) 別記 1 別紙 3 の I の第 8 の 3 に基づき、関係書類を添えて報告する。

(注) 関係書類として、別紙様式第 I - 5 号別添の事業実施状況報告書を添付する。

# 産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆機械導入対策) 実施状況報告書

事業実施年度： 令和 年度

---

事業実施状況報告年度： 令和 年度

---

目標年度： 令和 年度

---

都道府県名：

---

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表  
(水田)

事業実施主体	市町村 (地区)	達成率 (%)								事業実施主体に 対する措置
		一般						種子		
		区分	番号	成果目標 (小麦)	番号	成果目標 (大麦・ はだか麦)	番号	成果目標 (大豆)	番号	
		A								
		A								

(畑地)

事業実施主体	市町村 (地区)	達成率 (%)								事業実施主体に 対する措置
		一般						種子		
		区分	番号	成果目標 (小麦)	番号	成果目標 (大麦・ はだか麦)	番号	成果目標 (大豆)	番号	
		A								
		A								

注1：「事業実施主体に対する措置」の欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記入すること。

注2：必要に応じて、列を追加して記入すること。

注3：「番号」の欄には、選択した成果目標の番号を記入すること。

第2 添付資料

- (1) 各事業実施主体の事業実施状況報告書
- (2) 成果目標で区分Bを選択した場合には、その概要及び結果を添付すること。
- (3) その他都道府県が必要と認める資料

別紙様式第 I - 6 号 (第 9 の 1 関係)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の  
評価報告

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日 付 け 4 農 産  
第 3506 号）別記 1 別紙 3 の I の第 9 の 1 に基づき、関係書類を添えて報告する。

- (注 1) 関係書類として、別紙様式第 I - 6 号別添の事業評価シートを添付すること  
(注 2) 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆機械導入対策)に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業メニュー	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 成果目標の達成状況

(1) 成果目標(小麦)(水田、畑地)※いずれかに○

成果目標の具体的な内容					
成果目標の達成状況	区分	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
	A				
改善計画実施結果					
( 年度)	A				
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			
備 考					

(2) 成果目標(大麦・はだか麦) (水田、畑地)※いずれかに○

成果目標の具体的な内容					
成果目標の達成状況	区分	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
	A				
改善計画実施結果					
( 年度)	A				
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			
備 考					

(3) 成果目標(大豆) (水田、畑地)※いずれかに○

成果目標の具体的な内容					
成果目標の達成状況	区分	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
	A				
改善計画実施結果					
( 年度)	A				
事業の実施による効果					
事業計画の妥当性		(理由)			
適正な事業の執行		(理由)			
備 考					

(4) 成果目標(種子)

成果目標の具体的な内容				
成果目標の達成状況	現状値① (令和○年度)	目標値② (令和○年度)	実績値③	達成率 (③-①) / (②-①)
改善計画実施結果				
(            年度)				
事業の実施による効果				
事業計画の妥当性		(理由)		
適正な事業の執行		(理由)		
備      考				

注1：「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。

注2：「成果目標の達成状況」については、記載の根拠となる資料を添付すること。

注3：「改善計画実施状況」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。

注4：「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。

注5：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

注6：都道府県知事が災害により事業実施計画書で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、備考欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。



別紙様式第 I - 7 号 (第 9 の 3 関係)

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）の  
評価報告

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産  
第 3506 号）別記 1 別紙 3 の I の第 9 の 3 に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として、別紙様式第 I - 7 号別添の事業評価総括表を添付すること。

別紙様式第 I - 7号別添

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆機械導入対策)に関する事業評価総括表

事業実施主体名	地 区	対象作物	水田 ／ 畑地	成果目標		成果目標の達成状況				事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県の所見
				区分	具体的な内容	現状値 令和〇年度	目標値 令和〇年度	実績値	達成率 (%)			
		小麦		A								
		大麦・ はだか麦		A								
		大豆		A								
		種子		—								
		小麦		A								
		大麦・ はだか麦		A								
		大豆		A								
		種子		—								

注1：それぞれの事業実施主体の取組について、適宜、行を追加又は削除し、設定した成果目標の評価結果を記載すること。

注2：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。

注3：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 各事業実施主体の事業評価シート(別紙様式第 I - 6号別添)の写し
- (2) その他都道府県が必要と認める資料

番 年 月 号 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）における改善計画（ 年度）について

令和〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）に係る計画の目標の達成が図られるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績

対象 作物	水田 ／ 畑地	区分	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況（実績）			
				現 状 （ 年度）	目 標 （ 年度）	実 績 （ 年度）	達成率 %

- 4 改善計画  
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

- 5 改善計画を実施するための推進体制

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅡの第4の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆生産・加工施設整備対策)  
事業実施計画書  
(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和○年度

都道府県・市町村名 ○○

事業実施主体名 ○○

代表者 ○○

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）  
事業実施計画書  
（事業実施状況報告書兼評価報告書）

第1 事業実施主体の情報

事業実施主体名		代表者氏名	
住所	〒		電話番号

（注）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

第2 事業計画（実績）

（成果目標、事業内容、総事業費）

地区名	対象作物名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	成果目標					事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了 年月日	備考					
						現状値 (○年度)	事業実施 年 (○年度)	2年目 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他							
附帯事務費（都道府県、市町村）																							
計																							
合計																							

（注1）「附帯事務費の事業内容」の欄には、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表5の附帯事務費の使途基準に準じて記入すること。

（注2）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、「備考」の欄に交付率を記入すること。

（注3）「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（達成状況等）

地区名	事後評価の検証方法	費用対効果 分析結果	利用率 (○年度)	収支率 (○年度)	成果目標 の達成状況	事業実施 主体の評価	備考	目標の実現可能性

（注）「目標の実現可能性」の欄には、目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、設定目標の実現可能性を記入すること。

第3 添付資料

別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

- ① 麦・大豆国産化プラン、
- ② 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、
- ③ 費用対効果分析、
- ④ 施設の規模算定根拠、
- ⑤ 施設の能力、稼働期間等の詳細、
- ⑥ 位置、配置図、平面図、
- ⑦ 施設の管理運営規程、
- ⑧ 収支計画、
- ⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的（現状、事業の必要性等）

※課題やその解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。  
 ※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成への寄与等について具体的に記載。  
 ※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積・単収・生産量

対象作物名 (品種名)	現状 (○年度)					取組後 (○年度)					備考
	作付面積			単収	生産量	作付面積			単収	生産量	
	合計	田	畑			合計	田	畑			
	ha	ha	ha	kg/10a	kg	ha	ha	ha	kg/10a	kg	

(注) 中山間地域等に該当する場合は、その指定状況を備考欄に記入すること。

3 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m <sup>2</sup>		

#### 4 施設利用計画等

##### ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2年目 (○年度)		3年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg ##	0 kg ##	0 % ##	kg	%	kg	%

(注1) 新たに施設を整備する場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設を整備する場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて新たに整備する施設を使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量/目標年度の処理量）の欄には上段に全体の数値を、下段に括弧書きで導入する施設の数値を記入すること。

##### イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2年目 (○年度)				3年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新たに施設を整備する場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設を整備する場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

##### ウ 施設の貸付けに関する計画（他者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付け 小麦収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

#### 5 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前 (○年度)		2年前 (○年度)		前年度 (○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設を整備する場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄には、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。



6 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha,t,m <sup>2</sup> 等 (上限事業費)	千円	
		千円/ha,t,m <sup>2</sup> 等		

(注1)「施設名」の欄には、共通2に定める施設を記載すること。

(注2)「上限事業費対象事業費A」の欄には、共通1に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入すること。

(注3)「上限事業費対象事業費A」の欄の下段(上限事業費)には、導入する施設の共通1に定める上限事業費を記入すること。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とすること。

(注5)「上限事業費対象外事業費B」の欄には、補助対象外事業費、消費税、設計費等とすること。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

7 融資内容

金融機関名	融資名	融資額	償還年数	その他

(注)整備する施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合に記載すること。

8 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円	円

9 クロスコンプライアンスの確認

クロスコンプライアンスの内容	該当の有無	コンプライアンス点検方法及び要件確認内容	備考
生産工程管理手法の導入		(例) 整備した施設を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることにより確認する。	

(注1)「該当の有無」の欄には、該当するコンプライアンスについて、○を記入すること。

(注2)施設等を利用する生産者が不特定多数であるなど、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、その旨を備考欄に記載すること。

別紙様式第Ⅱ－２号（第４の１の（２）関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆生産・加工施設整備対策)  
都道府県事業計画書  
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和○年度

都道府県名 ○○

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）  
都道府県事業計画書  
（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

都道府県名 \_\_\_\_\_

変更： 年 月 日

第1 事業計画（実績）

（成果目標、事業内容、総事業費）

事業実施主体	地区名	対象作物名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	成果目標					事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)					完了 年月日	備考
							現状値 (○年度)	事業実施 年 (○年度)	2年目 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他			
附帯事務費（都道府県、市町村）																			
計																			
附帯事務費（都道府県、市町村）																			
計																			
合計																			

（注）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（達成状況等）

事業実施主体	地区名	対象作物名	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	成果目標 の達成状況	事業実施 主体の評価	都道府県 の評価	備考	目標の実現可能性

（注1）「成果目標」の欄には、要綱別紙3のⅡの別添2の取組内容、目標値を記入すること。

（注2）「現状値」の欄には、原則、取組の前年度とし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3カ年の平均と比較するなど、対外的に説明可能な方法を選択することとしても構わないものとする。

（注3）「事後評価の検証方法」の欄には、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

(3) 収入予算（又は精算）

a 収入の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

b 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
整備事業					
合計					

(融資内容)

事業実施主体名	事業概要	融資内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
				円	年	
				円	年	
				円	年	
				円	年	

(注) 整備する施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合に記載すること。

第2 添付書類

別紙1、麦・大豆国産化プラン及び事業実施計画書（別紙整備事業の明細票を含む。）のほか、次に掲げる資料を添付すること。

①施設の規模決定根拠、②施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）及び③費用対効果分析関係資料、その他地方農政局が必要と認める書類を添付すること。

第3 事業の完了予定年月日

令和〇年 〇 月 〇 日

別紙1 都道府県附帯事務費の内訳表

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

(都道府県名：)

区 分	金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費			
普通旅費			
日額旅費			
委員等旅費			
小計			
賃金			
共済費			
報償費			
謝金			
需用費			
消耗品費			
燃料費			
食糧費			
印刷製本費			
修繕費			
小計			
役務費			
通信運搬費			
使用料及び 賃借料			
備品購入費			
市町村附帯 事務費			
合 計			

※1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

※2 該当する(目)ごとに作成すること。

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記1別紙3のⅡの第4の3の（1）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第Ⅱ－４号（第６の１、第７の１関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第６の１の規定（及び第７の１）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－１号別添に準ずるものとする。



番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第６の２（及び第７の２）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－２号別添に準ずるものとする。

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設の利用の実績及び改善計画  
（改善計画は、３カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策  
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改 善 目 標 (年)
整備 事業	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第7の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業  
(麦・大豆ストックセンター整備対策)  
事業実施計画書

(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度： 令和5年度

---

事業実施主体名：

---

所在地：

---

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）  
事業実施計画書  
（事業実施状況報告書兼評価報告書）

事業実施主体の情報

事業実施主体名		代表者氏名	
住所	〒 -		電話番号

（注）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

事業実施主体の概要

（注）事業実施主体がコンソーシアムの場合は、各構成機関の役割分担等についても記載してください。

### 1 対象作物・事業実施年度・目標年度

対象作物名		事業実施年度	令和5年度	目標年度	令和7年度
-------	--	--------	-------	------	-------

(注) 対象作物名は、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆の別で記載してください。

### 2 事業の目的・効果

(1) 事業の目的

(注1) 課題やその解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載してください。

(注2) 本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載してください。

(2) 事業により期待される効果

(注1) ストックセンターの整備を行うことで得られる効果、目標達成への寄与等について具体的に記載してください。

(注2) 既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載してください。

### 3 整備するストックセンターの収集範囲（地区）

(1) 収集範囲（地区）

〇〇県〇〇市					

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

(注2) 地区とは、市町村（地域再生協議会）の範囲を標準としますが、農業地域類型一覧表の旧市区町村の範囲で設定することも可とします。

その場合、「農業地域類型について」（農水省ホームページ）[https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki\\_ruikei/setsume.html](https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html)の、農業地域類型一覧表（平成29年度改定）の表の旧市区町村の欄を参照してください。

(2) 整備するストックセンターに出荷する農業者の国産麦・大豆の栽培、収穫量、販売量の増加計画

		令和4年度 (事業実施前年度)	令和5年度 (事業実施年度)	令和6年度 (2年目)	令和7年度 (目標年度)
栽培面積計		ha	ha	ha	ha
作物名:	品種名:	ha	ha	ha	ha
作物名:	品種名:	ha	ha	ha	ha
作物名:	品種名:	ha	ha	ha	ha
収穫量計		トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン
販売量計		トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

(注2) 別紙様式第三-4号に添付する場合は、報告年度までの実績を記載すること。

#### 4 ストックセンター等の整備

(1) ストックセンター等を整備する場所

施設名	導入予定場所	用地面積	用地の取得予定年月日	備考
	市 町 番地 村	m <sup>2</sup>		

(注1) 「用地の取得予定」の欄は、本事業にストックセンターの新設で採択された場合、取得する予定の用地の取得予定時期等について記載してください。

(注2) 「用地の取得予定」の欄については、本事業で施設を改修予定の場合は、記載する必要はありません。

(2) ストックセンター等の整備内容

施設名	整備内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工種 :</li> <li>・区分 :</li> <li>・構造 :</li> <li>・規格 :</li> <li>・保管面積 (m<sup>2</sup>) :</li> <li>・保管能力 (t) :</li> <li>・その他能力 :</li> <li>・設定温度 :</li> </ul>

(注) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。



## 5 事業費

### (1) 事業費の内訳

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	備考
		(円)	国庫補助額	都道府県費	市町村費	その他		

(注1) 記入欄が足りない場合は、追加してください。

(注2) 本表への記載内容の詳細と金額の根拠がわかる書類を添付してください。

(注3) 総事業費は消費税額を含むものとする。なお、備考欄に総事業費に占める消費税額及び補助対象外経費の詳細を記載すること。

### (2) 融資内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

(注) 整備する施設を担保に供する場合に記載すること。

## 6 計画の配分基準

補助対象経費①	千円	補助金額②	千円
整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の量 <sup>③</sup> (※1)			トン
整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の量(目標年度)④			トン
整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした保管数量 <sup>⑤</sup> (※2)			トン
事業実施主体の対象作物の取扱数量 <sup>⑥</sup> (※3)			トン
配分基準1 (④/③-1) (※4)			%
配分基準2 (⑤/⑥) (※5)			%
配分基準3 (①/⑤) <input type="checkbox"/> 定温設備の導入			円/トン
配分基準4			社

※1 直近7年間のうち最大値、最小値を除いた5年平均とする。

※2 本事業の実施により新たに生じる保管可能数量について記載してください。

※3 直近7年間のうち最大値、最小値を除いた5年平均値とする。

※4 算定結果を百分率で記載してください。

※5 算定結果を百分率で記載してください。

※6 定温設備を導入する場合、(左の)チェック欄にチェックを入れてください。

(注1) 配分基準1～4は、別添1の配分基準の表の区分の欄の①～④のとおりです。

(注2) 配分基準4の欄は、(別表)安定供給計画の2と整合させてください。

### ○添付書類

- 概算設計書、見積書等事業の積算根拠となる資料(別添1)
- ストックセンター等の規模算定根拠(別添2)
- ストックセンター等の能力、稼働時間等の詳細(別添3)
- ストックセンター等の位置、配置図、平面図、管理運営規程(別添4)
- コンソーシアム規約(案)(コンソーシアムを設置して、本事業の実施を希望する場合)(別添5)
- その他、参考となる資料(参照した統計資料)等(別添6)

(別表) 安定供給計画

1 スtockセンターの保管量の計画

		令和4年度 (事業実施前年度)	令和5年度 (事業実施年度)	令和6年度 (2年目)	令和7年度 (目標年度)	令和8年度 (4年目)	令和9年度 (安定供給を目的 とした目標年度)
保管量計(各年度の〇月時点)		トン	トン	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン	トン	トン
作物名:	品種名:	トン	トン	トン	トン	トン	トン

(注) 記入欄が足りない場合は追加してください。

2 不作等による国内供給量減少時や更新(保管している旧穀と新穀の入れ替え)においてStockセンターに保管された国産麦・大豆を引き取る実需者

社名等	住所	不作等発生時、更新時の別	備考
〇〇製粉株式会社	〇〇県〇〇市〇〇・・・	不作等発生時、更新時とも	不作等発生時は●トン(●.●%)、更新時は●トン(●.●%)
〇〇産業株式会社	〇〇府〇〇郡〇〇町〇〇・・・	不作等発生時	不作等発生時は●トン(●.●%)

(注1) 記入欄が足りない場合は追加してください。

(注2) 不作等による供給量減少時の麦・大豆の供給先となる予定の者(実需者)だけでなく、Stockセンターに保管された麦・大豆の更新(保管している旧穀と新穀の入れ替え)時に引き取る予定の者(実需者)の社名、住所等も記載してください。

(注3) 本欄に記載する実需者との間で、本欄の記載内容についての契約締結等は必須としませんが、具体的な引き取り数量や手法について合意しておくこととします。

(注4) 備考欄については、社名等の別に、不作等による国内供給量の減少時に引き取る麦・大豆の量が保管全量に占める割合等を記載してください。

3 Stockセンター等への保管量の確保・不作等発生時の放出方針

(記載例)

受入方針: 〇月にコンソーシアムの構成員である産地〇〇と〇〇から〇トンを受入れる。  
 保管方針: 紙袋・フレコン等の保管方法、常温・定温(〇度)等の温度管理、棚上げ・回転等の更新方針を記載する。  
 放出方針: 不作等による供給量の逼迫状況を判断するため、〇カ月に1回関係者による検討会を実施する。  
 単収が直近5か年平均の単収を〇割下回ったら自動的に放出する。  
 放出する際の販売価格は〇〇に基づき決定する。  
 保管数量の考え方: 〇〇県産〇〇(品種名)の生産量の〇割、コンソーシアム参画企業〇社の年間使用量の〇割を保管する。  
 保管数量を確保するための方針: 保管量確保のために産地〇〇において作付面積を〇ha増加させる。生産量が〇tを上回った場合に差分を保管する。  
 安定供給体制の構築方針: コンソーシアム構成員の産地〇〇と実需〇社の間で需要動向と生産動向についての情報交換会を年に〇回実施する。

4 年度別の安定供給（放出）計画

事業実施年度	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇〇県産〇〇(品種名)を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。										
	(実績) ※実績については申請時には記載不要です(以下同じ)。										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①	—	トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン	
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	
2年目	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年度〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン	
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	
3年目	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年度〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン	
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	

4 年 目	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年産〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	
5 年 目	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年産〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	

(注1) 記入欄が足りない場合は追加してください。

(注2) 記載例を参考に、年度別の安定供給に向けた取組（入庫、保管、不作等発生時の出庫（放出）、更新による出庫（放出））の計画を記載してください。

(注3) 実績欄は実施状況報告用の欄ですので申請時には空欄にしてください。

別紙様式第Ⅲ－２号（第7の1の（2）関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第7の1の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)  
都道府県事業計画書  
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和○年度

都道府県名 ○○

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）  
都道府県事業計画書  
（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

都道府県名 \_\_\_\_\_

変更：      年      月      日

第1 事業計画（実績）

（成果目標、事業内容、総事業費）

事業実施主体	対象作物名	基準となる取扱数量		現状値 (○年度)	事業実施年 (○年度)	2年目 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費				完了 年月日	備考
										(円)	国費	都道府県費	市町村費		
			対象作物の収穫量												
			安定供給を目的とした保管数量												
附帯事務費（都道府県、市町村）															
計															
			対象作物の収穫量												
			安定供給を目的とした保管数量												
附帯事務費（都道府県、市町村）															
計															
合計															

（注）交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

（達成状況等）

事業実施主体	地区名	対象作物名	事後評価 の検証方法	成果目標 の達成状況	事業実施 主体の評価	都道府県 の評価	備考	目標の実現可能性

（注1）「現状値」の欄には、原則、取組の前年度とし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3カ年の平均と比較するなど、対外的に説明可能な方法を選択することとしても構わないものとする。

（注2）「事後評価の検証方法」の欄には、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

(3) 収入予算（又は精算）

a 収入の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

b 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
整備事業					
合計					

(融資内容)

事業実施主体名	事業概要	融資内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
				円	年	
				円	年	
				円	年	
				円	年	

(注) 整備する施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合に記載すること。

第2 添付書類

別紙1、表・大豆国産化プラン及び事業実施計画書（別紙整備事業の明細票を含む。）のほか、次に掲げる資料を添付すること。

①施設の規模決定根拠及び②施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、その他地方農政局が必要と認める書類を添付すること。

第3 事業の完了予定年月日

令和〇年 〇 月 〇 日



別紙1 都道府県附帯事務費の内訳表

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

(都道府県名：)

区 分	金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費			
普通旅費			
日額旅費			
委員等旅費			
小計			
賃金			
共済費			
報償費			
謝金			
需用費			
消耗品費			
燃料費			
食糧費			
印刷製本費			
修繕費			
小計			
役務費			
通信運搬費			
使用料及び 賃借料			
備品購入費			
市町村附帯 事務費			
合 計			

※1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

※2 該当する(目)ごとに作成すること。

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第7の3の（1）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅢの第９の１（及び第10の１）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－１号別添に準ずるものとする。

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅢの第９の２（及び第10の２）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－２号別添に準ずるものとする。

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）  
で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設の利用の実績及び改善計画

（改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

4 改善方策

（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改 善 目 標 (年)
整備 事業	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。